公 示 第 ２ 号
１９．１．１９

平成１９年度航空機搭載電子機器の定期保守整備及び構成品の臨時修理

航空機搭載電子機器の定期保守整備及び構成品の臨時修理の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
岩国航空基地隊経理隊長

記

１　調達品目 平成１９年度における航空機搭載電子機器の定期保守整備及び構成品の臨時修理
機器名については、別紙第１のとおり。

２　公募に応募できる者の資格 応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
（５）平成１６・１７・１８年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C、又はDのいずれかの等級に格付けされ、中国地方の参加資格を有する者
（6）別紙第１に揚げる航空機搭載電子機器の修理実績又は同等の設備、並びに技術を有し不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
当該装置の検査・修理に必要な次の設備を有すること。
ア　保全管理が可能な設備
イ　資材倉庫（官給品倉庫、補給物品保管庫を含む）
ウ　「特別防衛秘密」、「防衛秘密」又は「秘密」に属する文書、図面、物件を

保管できる設備
エ　完成検査において必要とされる設備
（７）当該装置の検査・修理に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すこと。
ア　管理部門：安全、工程管理、品質管理、保全に関する能力。
イ　設計部門：防衛庁規格等に精通し、搭載装備品の運用について、十分に理解した上で設計能力を有すること。
ウ　検査・修理部門：当該装置の整備取扱説明書等に基づき整備できること。
（８）秘密保全
秘密を取扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管でできる設備を有し、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。
（９）下請業者への一部業務委託
当該訓練装置の構成品の修理の一部を下請業者に委託する場合は、委託される業務に応じて、上記（６）から（８）の項目を満たすことができること。

３ 技術資料の提出 応募する者は、別紙「参加表明書」及び次に掲げる資料（ 以下「技術資料」という。） を提出しなければならない。
（１）資格審査結果通知書（写し）
（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
なお、新会社法移行後に決算を行っていない場合は、旧商法による同等の書類
（３）過去５年間における整備実績
（４）前項に規定する設備及び体制等を証明する書類（設備、修理体制、修理工程、動員計画、秘密保全教育実施状況等）
（５）製造業者と締結している技術援助契約を証明する書類等
（６）下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（なお、委託する業務によっては、前３項に規定する設備及び体制を証明する書類を添付させる。）

４　提出先及び応募受付期間
（１）提出先
海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班
〒７４０－８５５５
山口県岩国市三角町２丁目
０８２７－２２－３１８１（内線６４４５）

（２）提出期間
　　１９．１．１９（金）～１９．２．１３（火）
４　技術資料の審査等
（１）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
（２）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

５　審査結果の通知
　資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

６　疑義の申立
（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。
　ア 窓口：海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班
　イ 時間： 直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時００分から午後５時００分まで、
　　ただし、正午から午後１時までの時間を除く。
（２）契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（ 休日を除く。） 以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。） 以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日(休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

７　応募に当たっての留意事項 応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。
（１）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
（２）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
（３）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
（４）資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費

用は、応募者の負担とする。
（５）提出資料は、原則として返却しないものとする。
（６）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

別紙第１

平成１９年度航空機搭載電子機器の定期保守整備及び構成品の臨時修理に係る募集対象装置

	装置名	型式名	備　考
１	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０７	
２	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０８	
３	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０７Ｃ	
４	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０８Ｃ	
５	画像データ収集装置	ＨＰＱ－１０１	
６	画像データ収集装置	ＨＰＱ－１０１Ｂ	
７	訓練用電波妨害装置	ＨＬＱ－２－Ｔ	
８	訓練用ミサイルシーカシミュレータ	ＨＷＱ－２－Ｔ	
９	訓練用電波妨害装置	ＨＬＱ－３－Ｔ	
１０	訓練用ＩＲミサイルシーカシミュレータ	ＨＷＱ－３－Ｔ	

各機器の細部については、経理隊契約班までお問い合わせ下さい。

別紙第２
発 簡 番 号
年　月　日

（記入例）

岩国航空基地隊経理隊長 殿

株式会社○○電機工業

代表取締役社長○○ ○○

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

	装置名	型式名	応募区分
１	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０７	定期保守・臨時修理
２	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０８	定期保守・臨時修理
３	電子戦データ収集装置	ＮＨＬＲ－１０７Ｃ	定期保守・臨時修理

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　委託整備実績一覧表
　　３　平成○○年○月期有価証券報告書及び監査報告書
　　４　設備及び体制証明書類一式
　　５　下請け（予定）企業一覧表